

平成22年2月4日

取りまとめ案に関する意見

樫 広計

論点が整理されたものになっていること、森嶋先生、水口先生のご尽力に敬意を表します。

先ず、最終案としては、当面発足させる組織についての勧告について曖昧性のないものとして、厚労大臣自らが来年度概算要求に取り込むことをコミットメントできることを優先するのが望ましいと考えます。

従って、「当面発足させる組織としては、大臣官房を事務局とする薬事食品衛生審議会とは独立した組織を勧告する」案を当委員会が提出することを期待します。被害者団体の皆様方のお気持ちを考えると、これは妥協と思われるかもしれませんが、厚生労働大臣が自責として要求を行い、第三者組織を立ち上げを現実のものにするという森嶋主査の漸進主義を支持すると考えるに至ったものです。

更に、厚生労働省内で、これから安全対策上必要が予想される問題として、「レセプトや人口動態統計や患者調査の個人情報そのものの利用を、当該個人に大きなリスクが予想される場合には迅速に利用し、本人に直接コミュニケーションする」ことを可能とするコンセンサスや体制を官房が持つ省内調整機能の中で短期的に実現してほしいという期待もあります。

一方、西埜先生や水口先生、あるいは被害者の皆様方主張されている、より独立性の高い、権限の強い組織の作成については、上記厚労省に立ち上げる当該第三者委員会が、司令塔となって、「基本法」に基づく「新たな第三者組織の必要性の検討」を例えば設置後3年以内に行い、必要とされた場合のデザインを例えば設置後5年以内に行うこと自体を、当面立ち上がる第三者組織のミッションとして、本勧告の中で「今後の課題」として明言し、やはり厚生労働大臣にコミットメントして頂ければと思います。(3年、5年というのに必然性はありません。もっと前倒しにできればそれにこしたことはありません)。

なお、物質に起因する健康リスクは、医薬品に限らず、食品、環境化学物質などにもあります。食品や化学物質安全性対策は、医薬品に比べて決して恵まれたものとは言えないことを考えた時、これら物質が体内に吸収されることに起因する健康リスク問題を包括的に取り扱える強い立場の第三者監視組織あるいは3条委員会が府省を超えてできることを個人的には強く期待しています。